

【国際研修・共同研究】

判決書起案能力向上に関する現地セミナー及び オンラインセミナーの実施

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事）

曾 我 学
国際協力部教官
坂 本 達 也

第1 はじめに

1 JICA（独立行政法人国際協力機構）ベトナム法整備支援プロジェクトに関し、令和4年12月11日（日）から16日（金）（移動日を含む。）までの間、ベトナム各地（バクニン省・ダナン市・ホーチミン市）において、裁判官の判決書起案能力の向上を目的とするワークショップ（以下「本現地セミナー」という。）が開催された。

本現地セミナーには、日本側からは、当職らのほか、JICAガバナンス・平和構築部国際協力専門員である枝川充志氏、JICA長期派遣専門家である塚原正典氏、河野龍三氏が参加した。ベトナム側からは、ダオ・ティ・ミン・トゥイ最高人民裁判所裁判官、トン・アイン・ハオ元最高人民裁判所副長官のほか、人民裁判所所属の裁判官らが参加した。

2 また、上記プロジェクトに関し、令和5年2月15日（水）、裁判官の判決書起案能力の向上を目的とするオンラインセミナー（以下「本オンラインセミナー」という。）が開催された。本オンラインセミナーは、本現地セミナーにおいて実施した日本の判決書の書き方に関する当職らの講義を、各地の人民裁判所の裁判官を対象としてより広く実施してほしい旨の要請を受け、最高人民裁判所の主催により実施された。

本オンラインセミナーには、日本側からは、当職らのほか、上記の枝川充志氏、塚原正典氏、河野龍三氏が参加した。ベトナム側からは、ファム・クオック・フン最高人民裁判所副長官を含む約200名が最高人民裁判所内の会場に列席し、ベトナム各地の約800か所の人民裁判所とオンラインで接続された。

3 本稿では、これら両セミナーの概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職らの私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本現地セミナー及び本オンラインセミナーに至る経緯

ベトナムの最高人民裁判所は、ベトナムの法・司法改革の方針を示した2005年6月の共産党政治局第48号決議及び第49号決議において、2020年までの司法改革戦略の一つとして、法令を統一的に適用し、判例を発展させる手引を行うべきことが掲げられたことに端を発し、判例制度の発展を進めてきた。

最高人民裁判所は、2015年に判例の概念、判例選定基準、審理の際に判例を適用する原則を明確化するとともに、判例公布の手續をも定めた「判例の選定、公布及び適用の手續に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」を制定したが、2015年から2021年までの5年超の期間において、採択・公布された判例の件数は未だ少なく（2021年8月の時点で公布済みの判例の総数は43件であった。）、その原因としては、人民裁判所の判決が判例となるべき標準性を有しないこと、換言すれば、判断部分の立論が曖昧かつ不明確であったり、形式的な誤りがあったりすることなどの問題が指摘されていた¹。

JICAベトナム法整備支援プロジェクトの現行プロジェクト（法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト）においても、最高人民裁判所を実施機関とする活動の重要課題の一つとして、人民裁判所の審理における判例の発展を掲げている。本現地セミナー及び本オンラインセミナーは、人民裁判所の判決が判例となるべき標準性を有しないという上記問題点を踏まえ、裁判官の判決書起案能力の向上を目的として実施されたものである²。

第3 本現地セミナーの概要³

1 日時

- (1) 2022年12月12日（月） ベトナム・バクニン省
- (2) 2022年12月14日（水） ベトナム・ダナン市
- (3) 2022年12月16日（金） ベトナム・ホーチミン市

2 参加者

- (1) 最高人民裁判所裁判官、ハノイ市人民裁判所裁判官ら48名
- (2) 最高人民裁判所裁判官、ダナン市人民裁判所裁判官ら42名
- (3) 最高人民裁判所裁判官、ホーチミン市人民裁判所裁判官ら46名

3 スケジュール（日本時間）

- | | |
|-------------|--|
| 10:30-10:35 | 参加者紹介 |
| 10:35-10:45 | オープニングリマークス
【ダオ・ティ・ミン・トゥイ 最高人民裁判所裁判官】
【JICA長期専門家】 |
| 10:45-11:15 | 刑事事件判決書起案のスキル及び提案
【グエン・ディン・ティエン
ハノイ市人民裁判所家庭未成年裁判所長官】 |

¹ ベトナムの判例制度の導入経緯や現状については、ICD NEWS第73号29頁「ベトナム判例制度の実情及び展望」、ICD NEWS第88号9頁「ベトナムの判例についての覚書（1）-判例制度の現状と今後の課題-」に詳しい。

² 現行プロジェクトは、課題の特定を目標とする第1段階と、課題解決のための検討・提案を目標とする第2段階の2つのフェーズが予定されているところ、本セミナーは、第2段階のものとして実施された。

³ 第3・1記載の各所において、概ね同様のスケジュールのセミナーを実施した。

- 11 : 15 - 12 : 00 日本の刑事判決書の書き方
【法務総合研究所国際協力部教官 坂本達也】
- 12 : 15 - 12 : 45 質疑応答・刑事判決書に関する意見交換
- 12 : 45 - 13 : 15 民事事件判決書起案のスキル及び提案
【トン・アイン・ハオ 元最高人民裁判所副長官】
- 13 : 15 - 13 : 45 行政事件判決書起案のスキル及び提案
【レ・チ・クオン ハノイ市人民裁判所長官】
- 15 : 30 - 17 : 00 日本の民事訴訟及び行政訴訟の判決書
【法務総合研究所国際協力部教官 曾我学】
- 17 : 15 - 18 : 50 質疑応答・民事及び行政事件の判決書に関する意見交換
- 18 : 50 - 19 : 00 クロージングリマークス
【ダオ・ティ・ミン・トゥイ 最高人民裁判所裁判官】

4 各プレゼンテーションについて

(1) 刑事事件の判決書に関するプレゼンテーション及び意見交換

ア ベトナム側のプレゼンテーション

グエン・ディン・ティエンハノイ市人民裁判所家庭未成年裁判所長官からは、「刑事事件判決書起案のスキル及び提案」と題して、ベトナムの刑事判決書に関する法令の規定、書式、記載上の留意点等が説明された。

ベトナムの刑事判決書については、ベトナム2015年刑事訴訟法260条に必要な記載事項が明記されている。また、判決書の構成について法令上の定めはないが、2017年9月19日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第05/2017/NQ-HDTP号において書式が定められており、刑事判決書は、①導入部、②事件の内容、③裁判所の認定、④決定（判決主文）から構成される。プレゼンテーションにおいては、各欄の記載上の留意点が説明されるとともに、日本の判決書とは異なり、人定事項が多岐にわたっていることやその記載方法が統一化されていないことなどの実情も紹介され、発表者から今後は個人ID番号で被告人を特定すべきことなどの提案がされた。

イ 日本側のプレゼンテーション

坂本教官からは、「日本の刑事判決書の書き方」と題して、日本の刑事判決書に関する法令の規定、書式、記載上の留意点等を説明した。

前文及び後文並びに主文の記載の説明をした後、理由につき、罪となるべき事実、証拠の標目、法令の適用、事実認定の補足説明及び量刑の理由の具体的な記載方法の説明をしたが、抽象的に説明するだけでは判決書のイメージを持ちにくいことから、日本の刑事判決書のサンプルを作成し、それを参照しながら説明することによって、具体的に理解してもらえよう留意した。また、事前にベトナムの刑事判決書を複数入手し、その内容を分析していたため、ベトナムの刑事判決書との相違点に言及しながら説明を行った。ベトナムの刑事判決書では、裁判

所の認定欄において犯行に至る経緯、犯罪事実、犯罪後の事情が物語式に認定され、決定欄で主文が記載されるが、日本の判決書のように犯罪事実がはっきりとは明示されない。こうした形式の違いは、訴因概念及び訴因の拘束力の有無に起因していると思われたため、このような重要と思われる審理上の違いについても説明を行った。

ウ 質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換においては、各地で活発な質疑応答がなされた。ベトナムの裁判官からは、日本側が発表した判決書の様式に関するもののほか、裁判官が審理のどのタイミングで判決書を起案しているか、否認事件の判決書を記載するときどのような点に留意しているかなどといった実務的な質問が数多くされるなど日越双方の判決・審理に関して充実した意見交換が行われた。

(2) 民事・行政事件の判決書に関するプレゼンテーション及び意見交換

ア ベトナム側のプレゼンテーション

(ア) トン・アイン・ハオ元最高人民裁判所副長官からは、「民事事件判決書起案のスキル及び提案」と題して、ベトナムの民事判決書に関する法令の規定、書式、記載上の留意点等が説明された。

ベトナムの民事判決書については、ベトナム2015年民事訴訟法266条に必要な記載事項が明記されている。また、判決書の構成については同条2項に定めがあるとともに、2017年1月13日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第01/2017/NQ-HDTP号において書式が定められており、民事判決書は、①導入部、②事件の内容、③裁判所の認定、④決定（判決主文）から構成される。プレゼンテーションにおいては、各欄の記載上の留意点が説明され、当事者の主張欄の記載が長く重複も多いこと、判例の発展のためには裁判所の認定欄の記載が重要であることなどの指摘に加え、他の当事者の主張と重複する部分は省略して記載すべきことや、各当事者の主張を十分に検討して評価すべきことなどの提案があった。

(イ) レ・チ・クオンハノイ市人民裁判所長官からは、「行政事件判決書起案のスキル及び提案」と題して、ベトナムの行政事件の判決書に関する法令の規定、書式、記載上の留意点等が説明された。

ベトナムの行政事件の判決書については、ベトナム2015年行政訴訟法194条に必要な記載事項が明記されており、判決書の構成については、2017年1月13日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第02/2017/NQ-HDTP号において書式が定められているが、構成要素は民事判決書と同様である。プレゼンテーションにおいては、当事者の主張をそのまま引用した結果、話し言葉がそのまま記載されている判決があること、執行できない判決があることなどの現状報告や、裁判所の判断部分では争点に対する裁判所の見解を示す必要があり、その前提としてそれぞれの論点をまとめる必要がある

ことなどの提案があった。

イ 日本側のプレゼンテーション

曾我教官からは、「日本の民事訴訟及び行政訴訟の判決書」と題して、日本の民事訴訟の判決書につき、いわゆる新様式の書式及び記載の留意点を中心に説明し、日本の行政訴訟の判決書については「関係法令等の定め」の記載方法等を補足的に説明した。

日本の民事訴訟の審理を簡単に説明し、争点整理を行って争点中心型の審理を行っていることを理解してもらった上で、あらかじめ参加者に配布した日本の民事第一審判決書（新様式）のサンプルを参照しながら、主文、請求の記載の説明をした後、事実及び理由につき、事案の概要（冒頭部分、前提事実、争点、争点に対する当事者の主張）、当裁判所の判断（認定事実、各争点に対する判断）の具体的な記載方法の説明をした。事前にベトナムの民事訴訟の判決書と行政訴訟の判決書を複数入手し、ベトナムでは、「事件の内容」欄に争いのない事実や争点の記載がなく、原告の主張欄と被告の主張欄のみが記載された後、争点が不明確なまま「裁判所の認定」欄に進むことを把握していたので、日本の新様式との相違点について、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張の各欄の意味やその記載の目的並びに留意点に特に力点を置いて説明をした。

ウ 質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換においては、各地で活発な質疑応答がなされた。ベトナムの裁判官からは、日本側が発表した判決書の様式に関するもののほか、民事事件の判決書と行政事件の判決書の異同などについても質問があった。また、日本側からベトナムの民事訴訟の審理の実情の質問をしたところ、ベトナムにおいても、日本と同様、裁判官と当事者との間で尋問等を実施する前に争点の確認をしているとの回答があった。ベトナムでも日本と同様に争点中心型の審理を行っていることから、日本の新様式の判決書について、分かりやすいとの感想を抱いたようであった。



【講義の様子（左）ダナン市：坂本（右）バクニン省：曾我】



【集合写真（ホーチミン市）】

第4 本オンラインセミナーの概要

1 日時

令和5年2月15日（水）

2 参加者

- (1) ファム・クオック・フン最高人民裁判所副長官を含む裁判官ら200名（会場参加）
- (2) ベトナム各地の人民裁判所所属の裁判官（800か所の人民裁判所とオンラインにより接続）

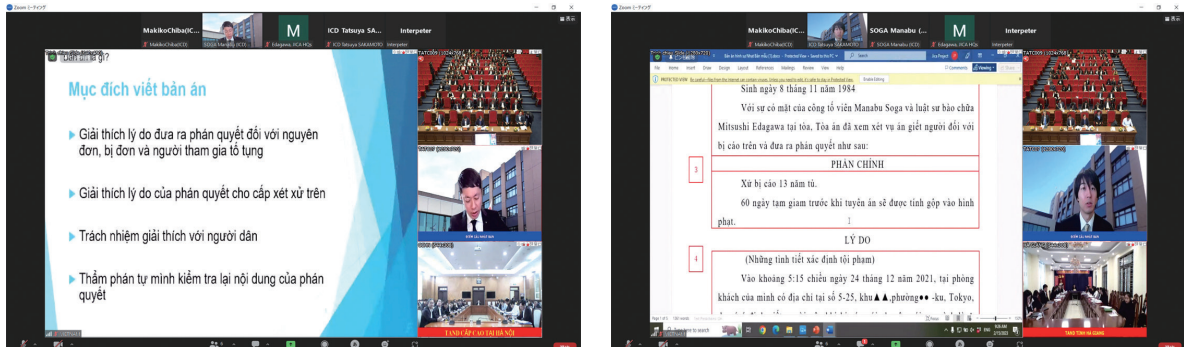
3 スケジュール（日本時間）

10:00-10:10	参加者紹介
10:10-10:30	オープニングリマークス 【ファム・クオック・フン最高人民裁判所副長官】 【JICA長期専門家】
10:30-11:30	日本の民事訴訟及び行政訴訟の判決書 【法務総合研究所国際協力部教官 曾我学】
11:30-12:15	日本の刑事判決書の書き方 【法務総合研究所国際協力部教官 坂本達也】
12:30-12:50	質疑応答・意見交換
12:50-13:00	クロージングリマークス 【ファム・クオック・フン最高人民裁判所副長官】

4 各プレゼンテーションについて

上記のとおり、本オンラインセミナーは、本現地セミナーにおいて実施した日本の判決書の書き方に関する当職らの講義を、各地の人民裁判所の裁判官を対象として実施してほしい旨の要請を受けて実施されたものであるから、日本側のプレゼンテーションの内容は第3記載の内容とおおむね同様である（ただし、ベトナム側からの依頼を受けて、民刑ともに控訴審の判決書に関する内容を加えた。）。

質疑応答においては、質の良い判決書がどのようなものかといった根源的な質問から、スライド中に挙げられていた事例の事実認定に関する質問、仮執行宣言の意味に関する質問など幅広く質問が寄せられ、ベトナム各地の人民裁判所の裁判官と充実した議論を行うことができた。



【当職ら（左：曾我、右：坂本）による講義の様子】

第5 終わりに

これまでの最高人民裁判所との活動では、ベトナム側と日本側がそれぞれ講義を実施するのみの形態が多かったところ、本現地セミナーでは日本側からの要望により、事前にベトナムの実際の判決書を提供してもらうとともに、比較的長めの討論の時間を設定してもらった。その結果、日本側からの講義においては、単に日本の判決書の構造や記載方法を説明するにとどまらず、日越の判決書の比較や、提供されたベトナムの判決書につき日本の判決書起案の見地からコメントをするなど、よりベトナム側の目線に立って具体的な話をすることができた。また、意見交換では、ベトナムの審理の実情や現場における判決書起案の具体的な悩みを知ることもできた。総じて日越双方にとって有益なセミナーとなったと感じており、本現地セミナーの成果が高く評価されたことにより、より多くのベトナムの裁判官を対象とした本オンラインセミナーの実施につながったものと思われる。

両セミナーにおいては、ベトナムの判決書の実態や課題について一定程度把握することができたといえる。現行プロジェクトの活動に当たっても、この成果を生かし、できる限りの支援をしていきたい。